



<堺市の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点>

- 障害者基幹相談支援センター（総合相談情報センター及び区障害者基幹相談支援センター）を中核とし、既存の事業や社会資源を活用した面的整備型
- 緊急時受け入れは、当事者と結びつきの強い日中活動系サービス事業所と短期入所事業所が連携して、日中活動系サービス事業所職員が駆けつけることで対応

1. 当該市町村・圏域の基本情報

人口	835,467人（平成29年4月1日現在 住民基本台帳）																		
障害者の状況	障害者数 52,852人（平成29年3月末現在）																		
	身体障害者手帳所持者 37,254人	療育手帳所持者 7,563人																	
	精神障害者保健福祉手帳所持者 8,035人																		
	<p>・障害者の高齢化（介護者の高齢化）</p> <p>障害者手帳取得者に占める40歳以上の障害者数と割合の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年3月</th> <th>平成28年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者</td> <td>34,156人（92.3%）</td> <td>34,850人（93.3%）</td> </tr> <tr> <td>知的障害者</td> <td>1,806人（28.7%）</td> <td>2,395人（32.8%）</td> </tr> <tr> <td>精神障害者</td> <td>4,154人（72.9%）</td> <td>5,680人（75.1%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>・障害者の重度化</p> <p>障害支援区分認定者に占める重度者（区分5・6）数と割合の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年3月</th> <th>平成28年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 体</td> <td>1,313人（20.7%）</td> <td>1,934人（25.0%）</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年3月	平成28年3月	身体障害者	34,156人（92.3%）	34,850人（93.3%）	知的障害者	1,806人（28.7%）	2,395人（32.8%）	精神障害者	4,154人（72.9%）	5,680人（75.1%）		平成24年3月	平成28年3月	全 体	1,313人（20.7%）
	平成24年3月	平成28年3月																	
身体障害者	34,156人（92.3%）	34,850人（93.3%）																	
知的障害者	1,806人（28.7%）	2,395人（32.8%）																	
精神障害者	4,154人（72.9%）	5,680人（75.1%）																	
	平成24年3月	平成28年3月																	
全 体	1,313人（20.7%）	1,934人（25.0%）																	
実施主体	障害者基幹相談支援センター（総合相談情報センター及び区障害者基幹相談支援センター）を中心に実施																		

2. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

検討を始めたきっかけ、検討開始～完了へのプロセス

- ・平成24年度：「暮らしの場あり方検討会」を開催
障害当事者や有識者を交え、24時間サポートと緊急時の支援を短期入所事業などに付加することを検討する。
- ・平成26年度：3年間の検証事業として「安心コールセンター」を実施
電話により夜間・休日等の介護者の緊急時に短期入所利用に係るコーディネートを行う。
- ・平成27年度：平成29年度末までに「地域生活支援拠点等」の整備
「堺市マスタープラン後期実施計画」及び「第4期堺市障害福祉計画」の中で、「地域生活支援拠点等」のあり方を検討し、整備することを位置付ける。
- ・平成29年度：「地域生活支援拠点等」の整備
4月から新たに「緊急時の受け入れ・対応」機能として「障害者緊急時対応事業」を開始し、国が提示する5つの機能を充実し「地域生活支援拠点等」を面的に整備した。

整備方針、整備類型

- ・5つの機能を分担し、有機的に連携することで障害者の生活を地域全体で支える面的整備型で整備する。
- ・5つの機能は、総合相談情報センター及び区障害者基幹相談支援センターを中心につながつている。

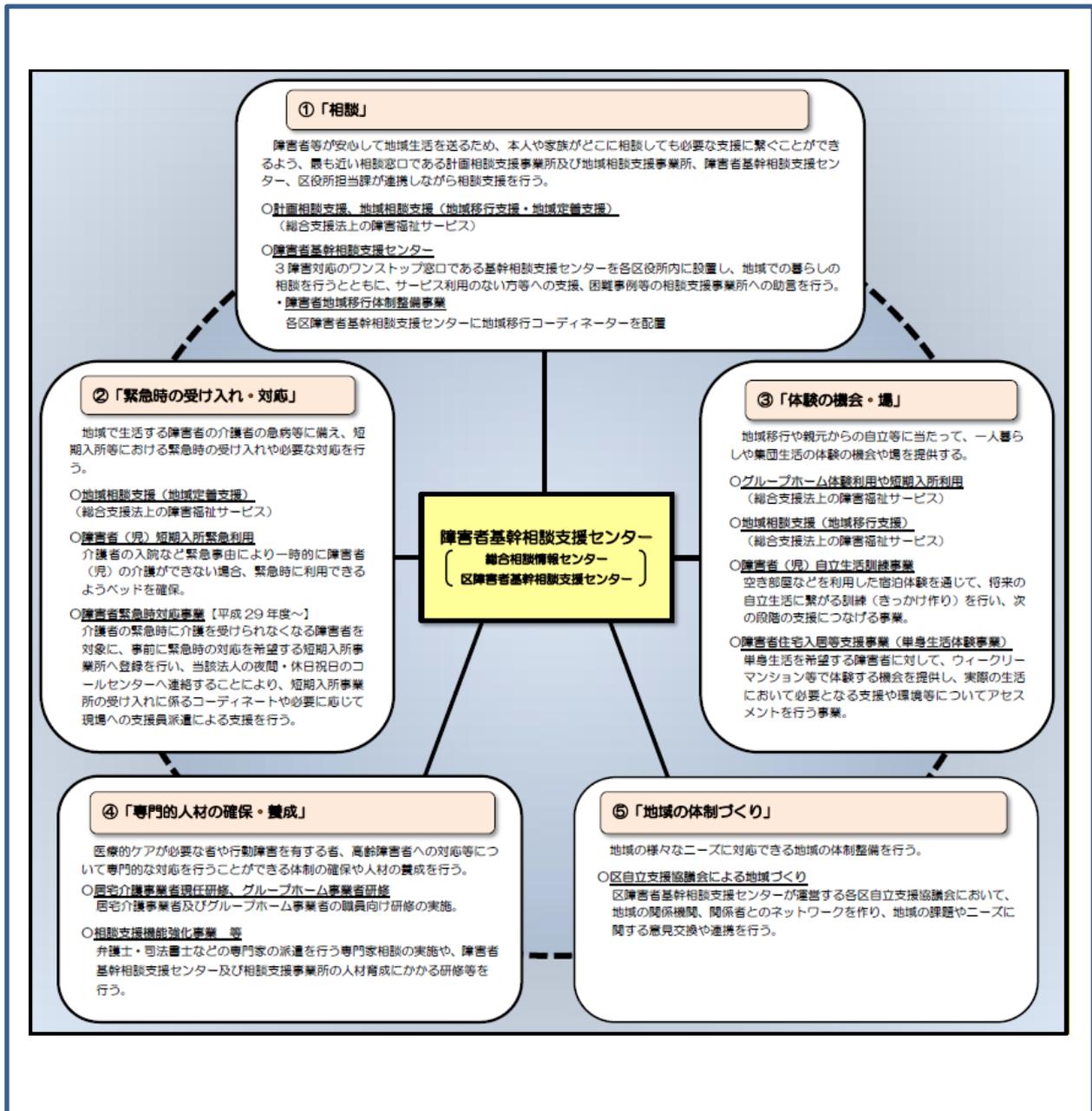
地域自立支援協議会等の活用

- ・障害者施策推進協議会にて、夜間・休日祝日緊急時相談コールセンター及び緊急時に支援員の派遣・移送を行う「緊急時対応事業」の具体的内容を検討した。

必要な機能の検討・検証

- ・平成24年度に障害当事者や有識者を交えた「暮らしの場あり方検討会」を開催し、24時間サポートと緊急時の支援を短期入所事業などに付加することを検討。
- ・平成26年度に3年間の検証事業として24時間電話対応事業「安心コールセンター」を実施。緊急時に支援員を派遣して対応を行う機能が整備の課題となる。

整備イメージ図



3. 必要な機能の具体的な内容

① 相談機能

相談支援専門員数	180人（平成29年4月1日現在） うち 地域生活支援拠点等 事業で確保している人数：－
相談事業にかかる費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：－

【実施機関】相談支援事業所（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）、区障害者基幹相談支援センター、区役所担当課、総合相談情報センター

相談体制

- ・ 障害者等が安心して地域生活を送るため、本人や家族がどこに相談しても必要な支援につながることができるよう、最も近い相談窓口である計画相談支援事業所及び地域相談支援事業所、区障害者基幹相談支援センター、区役所担当課が連携しながら相談支援を行う。
- ・ 計画相談支援利用者は、平成30年3月1日現在、障害福祉サービス等受給者の約55%となっており、今後も引き続き、事業所の拡大に努める必要がある。
- ・ 平成24年度の相談支援体制の再編の経過から、地域定着支援の利用者が多い状況がある。（平成28年度利用者実人数 285人、全国の利用者の約1割を占める。）

障害者基幹相談支援センターによるワンストップ対応

- ・ 各区役所に障害者基幹相談支援センターを設置し、ワンストップで3障害に対応。地域での暮らしに関する相談に対応するとともに、障害福祉サービスを利用していない人等への支援、困難事例等への支援について計画相談支援事業所への助言を行う。
- ・ 総合相談情報センターは、区障害者基幹相談支援センターへの技術支援、広域調整等を行い、効果的かつ有機的な連携体制を構築している。また、堺市立健康福祉プラザ内の専門機関と連携し、障害福祉の情報拠点として、情報の収集・発信を行う。

地域移行コーディネーターを各区に配置し、精神科病院・入所施設に働きかけ

- ・ 各区の障害者基幹相談支援センターに地域移行コーディネーターを配置し、地域移行体制整備事業を行う。（月1回、関係機関と運営会議開催）
- ・ 地域移行コーディネーターは、精神科病院と連携し、職員研修のほか、入院者が地域生活に関心を持つように、ピアサポーターを活用した茶話会等を行っている。また、入所施設においては、施設職員に対して、地域移行に関する意識を高めてもらうような研修等を実施している。
- ・ 地域移行支援の利用が促進されるよう、相談支援事業所に対する支援等を行う。

② 緊急時の受け入れ・対応

平成28年度の緊急時の受け入れ・対応で確保している床数	2床 延利用者数 43人
上記利用にかかる費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：－

【実施機関】総合相談情報センター、短期入所事業所、地域相談支援事業所（地域定着支援）

緊急時対応は、短期入所事業所と日中活動系サービス事業所が連携し対応

《障害者緊急時対応事業》

障害者緊急時対応事業を開始するまでは、緊急時に普段から利用している日中活動系サービス事業所に連絡が入ることが多く、通常業務外で事業所職員が利用者の自宅まで駆けつける等対応していた。これをシステム化し、市が一定の費用を出したものの。

- ・介護者の緊急時に介護を受けられなくなる障害者を対象に、事前に緊急時の対応を希望する短期入所事業所へ登録を行い、当該法人の夜間・休日祝日のコールセンターへ連絡することにより、短期入所事業所の受け入れに係るコーディネートや必要に応じて現場への支援員派遣による支援を行う。
- ・緊急時対応事業の対象者は、①本市の区域内に住所を有する者で、介護者と同居している18歳以上のもの、②短期入所の支給決定を受けている者で、緊急時対応を受けることを予定している短期入所事業所と利用に係る契約を締結しているもの、③障害支援区分が3以上である者
- ・現場に派遣する支援員は、日中活動系サービス事業所の担当職員とし、短期入所事業所から日中活動系サービス事業所の職員に連絡をする。

緊急時の受け入れのために短期入所を2床空床確保

《障害者（児）短期入所緊急利用》

- ・介護者の入院など緊急事由により一時的に障害者（児）の介護が出来ない場合、緊急時に利用できるよう市が2床（2法人で各1床）確保している。
- ・長期間の利用を防ぐため、利用は7日以内と規定している。

③ 体験の機会、場

平成28年度の体験の機会、場 利用者数	「一」
上記利用にかかる費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：－
<p>【実施機関】グループホーム、短期入所事業所、地域相談支援事業所（地域移行支援）、堺市（障害者（児）自立生活訓練事業）、総合相談情報センター、区障害者基幹相談支援センター（「障害者住宅入居等支援事業」のうち「単身生活体験事業」）</p> <p>家族と離れて宿泊体験を行う機会を提供し、自立へのきっかけ作りを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親亡き後を見据え、相談支援の中で早いうちから家族と離れて宿泊体験（短期入所、自立生活訓練事業）を行う機会を提供し、将来の自立生活につながるきっかけ作りを行う。 <p>《障害者（児）自立生活訓練事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣れた支援者が隣室で待機しながら、家族と離れて外泊する事業。宿泊体験を通じて、ひとつひとつ成功体験を積みながら、将来の自立生活、地域移行につながるきっかけ作りを行う。 ・事業所の空き部屋などを利用。 ・登録事業者を募集し、利用者から体験希望があれば、委託契約（単価契約）を行う。 <p>地域移行や親元からの自立がスムーズに行えるよう、体験の場を提供</p> <p>地域での生活の実現に向け、移行がスムーズに行えるよう、集団生活（グループホーム体験）や一人暮らし（単身生活体験事業）の体験の機会や場を提供する。</p> <p>《単身生活体験事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身生活を希望する障害者に対して、ウィークリーマンション等で体験する機会を提供し、実際の生活において必要となる支援や環境等についてアセスメントを行っている。 	

④ 専門的人材の確保、養成

専門的人材の確保、養成に

予算措置額：－

かかる費用

活用している事業枠：－

相談支援の質の向上、新人の育成に注力

- ・弁護士、司法書士、社会保険労務士などの専門家の派遣を行う専門家相談を総合相談情報センターで実施し、区障害者基幹相談支援センターや相談支援事業所の相談機能の強化を行う。
- ・相談支援専門員の質の向上のため、研修実施機関（総合相談情報センター、障害者更生相談所、こころの健康センター、相談支援専門員協会、市担当課）が集まり、研修内容や時期等、効果的な研修について検討をしながら実施している。
- ・新任相談支援専門員向け勉強会を定期的に開催し、計画相談支援を行う上での困りごとなど、先輩相談員が助言。ひとり職場が多い現状があり、資質の向上とともに、横のつながりが出来ることを期待。

専門的な対応ができる体制の確保

- ・居宅介護事業者現任研修、グループホーム事業者研修を実施している。
- ・医療的ケア等専門的な対応に関する研修は、大阪府や健康福祉プラザ内の専門機関と連携、協力しながら実施。

《堺市健康福祉プラザ各センター》

○健康福祉センター

市民交流センター（市民交流センター・授産活動支援センター）、スポーツセンター、視覚・聴覚障害者センター、生活リハビリセンター、総合相談情報センター、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター、難病患者支援センター

○重症心身障害者（児）支援センター「ベルデさかい」

○行政機関

子ども相談所、障害者更生相談所、こころの健康センター（精神保健福祉センター）



康福祉プラザ

⑤ 地域の体制づくり

地域の体制づくりにかかる費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：－
----------------	------------------------

区自立支援協議会による地域づくり

- ・区障害者基幹相談支援センターが運営する各区自立支援協議会において、地域の関係機関、関係者とのネットワークを作り、地域の課題やニーズに関する意見交換や連携を行っている。

⑥ その他付加している機能

費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：－
----	------------------------

「－」

4. 地域生活支援拠点等の具体的な活用事例

<地域生活支援拠点等利用事例1>

利用者の属性

- ・家族と自宅で同居している40代。

利用した経緯・利用の状況

- ・休日に家族で外出時に家族が急に体調を崩し救急搬送され、緊急時対応事業の登録先の短期入所の事業所に連絡が入る。
- ・緊急時支援員を派遣し、短期入所まで移送し受け入れとなる。
- ・短期入所の利用は1泊。

利用の効果等

- ・家族の緊急時にスムーズに短期入所の利用に至っている。

5. 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- ・障害者の重度化や高齢化などを見据え、5つの機能が効果的に連携できるよう、個別事例を積み重ねていく中で出てきた課題に取り組んでいく必要がある。